

東御市企業人権同和教育連絡協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は東御市企業人権同和教育連絡協議会といい、事務局を東御市人権同和政策課内に置く。

2 事務局は、会長の命を受け、会の庶務及び会計事務にあたる。

(目的)

第2条 この会は、社会的課題である部落差別をはじめとする人権問題ならびに人権同和教育について調査研究を行うとともに、事業所内における人権同和教育の推進をはかり、もって人権が尊重される職場作りを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、会の目的に賛同する東御市の事業所をもって組織する。

(役員及びその任務)

第4条 この会に会長1名、副会長2名、幹事若干名、監事2名の役員を置く。

(1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(3) 幹事は、役員会を構成し、会務を執行する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(役員を選任及び任期)

第5条 役員は総会において選出し、任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

2 役員欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 この会に総会及び役員会の会議を置き、会長が招集する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、事業計画、予算決算及び必要な事項を審議する。

3 定期総会は、毎年年度始めに開催し、2分の1以上の会員の出席により成立する。但し、会員が出席できない理由のあるときは、委任状によりこれを認める。

4 役員会は、必要に応じて開催する。

(会計)

第7条 この会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する会費は、年額1,000円とする。

3 会員の会費は、4月1日に会員である者が、その年度の会費を納めるものとする。年度の途中で退会した者のその年度の会費は、返還しないものとする。年度の途中で加入した場合の会費は、加入した翌年度から会費を納めるものとする。

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会員の加入、退会、会員変更の手続き)

第9条 この会への加入等の手続きは、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 加入する場合は、加入申請書(別記様式1)を提出する。

(2) 退会したい場合は、退会届(別記様式2)を提出する。

(3) 会員の内容変更が生じた場合は、会員変更届（別記様式3）を提出する。

（補則）

第10条 この会則に定めるほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。